

平成 21 年度機関保証制度検証委員会報告書（案）

1. 機関保証制度の財政収支等の検証結果について

(1) 外部シンクタンクによる財政収支シミュレーションの結果

- 平成 21 年度における代位弁済データを用いた本分析の結果、想定代位弁済率は昨年度の算出結果より総じて改善されていることが明らかになった（ただし、昨年度よりかなり多くのデータが蓄積されたものの、機関保証制度利用者の返還・延滞データは、依然として返還開始後わずかな期間のものに限られていることに留意すべきである）。
改善の理由として、機構の回収強化に向けた施策が奏功し始めていることが挙げられる。平成 20 年度に回収プロセスの強化を行った結果、平成 21 年度に代位弁済に陥る返還者が大きく減り、代位弁済率が昨年度に比べて大幅に改善したと考えられる（昨年度比で 1 種：25.1%改善、2 種：28.2%改善）。
- しかし、改善された想定代位弁済率を基に、現行保証料水準での機関保証制度財政収支のシミュレーションを行ったところ、平成 27 年以降、単年度収支が赤字となる可能性があることが分かった。ただし、昨年度に比べ赤字幅は小さく、また赤字に転落するタイミングは遅くなっており、保証料残高は平成 36 年までプラスの状態を持続できる。
- 一方、平成 21 年度（平成 22 年 2 月）より回収プロセスをさらに強化する（サービサー回収の早期実施）ことが決定しているとともに、個人信用情報機関の利用が適用される奨学生が今後返還を始めることから、将来的にはさらに代位弁済率が改善される可能性が十分にある。
- 結果、現制度を維持したままでも、機構における回収強化施策の導入・効果創出により、将来の機関保証制度財政収支が上記シミュレーション結果より改善し、現行の保証料体系で収支相償を実現できる可能性がある。
- 今後は、機関保証制度利用者の返還・延滞状況に関するデータが充実し、また、回収強化策等の実際の効果も把握可能となっていく。加えて、求償権回収管理の実績が蓄積されていく。今回の分析結果に基づき拙速な制度改正を行うよりは、現状の制度を維持しながら、財政収支の健全性のモニタリングを継続して行い、制度の妥当性を検証し続け、その後、必要に応じ制度の再検討に臨むことが望ましいと考える。

(2) 本委員会での検討結果について

機関保証制度財政シミュレーションの結果、現行保証料率では中期的にはなお、単年度収支が赤字となる可能性があることが判明したものの、日本学生支援機構の回収強化に向けた施策等により想定代位弁済率は昨年度の算出結果と比べ総じて改善されている。

また、平成21年度に講じられた延滞を改善するための取組、平成22年度以降に予定されている延滞初期段階でのサービサーによる回収、個人情報情報機関の活用の効果も期待できることから将来的には更なる代位弁済率の改善が見込まれ、今回の財政シミュレーションのように現行保証料率でも収支相償で安定的な制度運営の可能性はある。

したがって、現時点では早急に現行保証料率の改定を行う段階にはないと考えられる。

ただし、昨今の厳しい経済状況により、今後の日本学生支援機構における返還回収への影響が懸念され、また、日本国際教育支援協会においては代位弁済後の求償権回収実績が今後蓄積されていくことから、財政シミュレーション上の求償権回収見込みと回収実績の推移において差異が生じないか注視し続ける必要がある。

以上のように、機関保証制度の財政収支の健全性を考えるうえで不確定要素が見受けられることから、本委員会としては、今後も現行保証料率を維持しつつ、機関保証制度の財政収支の状況について引き続き検証することが必要と考える。

また、機関保証制度の財政収支の健全性を図る観点から、日本学生支援機構に対しては更なる代位弁済率の改善、日本国際教育支援協会に対しては代位弁済後の求償権回収に係る対応策の具体化と回収促進を期待する。

2. 代位弁済基準における行方不明者の取扱いについて

平成20年度機関保証制度検証委員会報告書の「日本学生支援機構・日本国際教育支援協会において実施または検討すべき事項」の中で指摘された行方不明者の取扱いについては、両機関で協議を行った結果以下のとおり合意を得ており、その内容については本委員会としては妥当なものと評価する。

合意内容

代位弁済請求基準

日本学生支援機構に届出のあった住所又は居所において本人と連絡をとることができず、かつ、住所の所在する市区町村（転出先を含む）、勤務先、及び返還誓約書「本人以外の連絡先」欄に記載されている連絡先（届出のある場合）、返還誓約書に添付された住民票記載の市区町村（平成20年3月満期者以降）に照会しても本人の現在の住所が判明しなかった場合は、代位弁済請求における行方不明とする。ただし、行方不明の判断に際しては、債権回収業者が届出住所又は居所、若しくは第三者への照会により判明した住所（平成20年3月満期者以降においては住民票上の住所、転出先が記録されている場合は転出先）において住所調査を実施するものとし、その調査により当該住所地において本人の居住の事実が判明した場合は除くものとする。

また、代位弁済の実施において課題が生じた場合、両機関で適宜見直しを行い速やかに所要の措置を講ずることを期待する。